

出席停止の手続きについて

インフルエンザやノロウイルス、風疹など、学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症にかかった場合、その期間の欠席は「出席停止」となり、欠席とはなりません。該当する感染症に感染したと疑われる症状が出た場合は、まず学校へ電話連絡をし、医療機関を受診してください。医師の許可が出るまでは自宅療養をして、登校する際には、「学校感染症罹患報告書」を学校に提出してください。

※保護者が記入してください。医療機関で記入していただく必要はありません。

※医療機関にかかったことがわかるもの（お薬の説明書の写し等）を添付してください。

- 「学校感染症罹患報告書」をダウンロード・印刷してお使いください。

[⇒ダウンロードページへ](#)